健康福祉委員会 令和4年1月14日 福祉部 資料87番 所管 福祉管理課

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、 速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、臨時的な措置として実施する。

2 支給対象者

令和3年12月10日(基準日)において、市町村(特別区を含む。)の住民基本台帳に 記録されている者で次のいずれかに該当する世帯の世帯主

- (1) 令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯(住民税非課税世帯)
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に家計が急変し、 非課税世帯である世帯と同様の事情があると認められる世帯(家計急変世帯) ※住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。

3 支給額

1世帯あたり10万円

4 手続き

(1) 住民税非課税世帯

ア 基準日において、区の住民基本台帳に記録されている世帯の世帯主に送付する「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」(確認書)を 返信用封筒で郵送により提出【プッシュ型】

イ 申請書を返信用封筒で郵送により提出

(2) 家計急変世帯

区施設等に設置する申請書を返信用封筒で郵送により提出

5 提出期限

(1) 住民税非課税世帯

ア 確認書は区が発出した日から3か月

イ 申請書は令和4年9月30日(金)

(2) 家計急変世帯

令和4年9月30日(金)

6 今後の予定

時 期	住民税非課税世帯	家計急変世帯
1月12日	コールセンター一部開設	
1月下旬	確認書発送	申請受付開始
	【プッシュ型、順次】	
	コールセンター及び窓口開設	
	※窓口は、区役所本庁舎 902 会議室	
2月上旬	支給開始(確認書受領または申請書審査後、順次)	

7 コールセンターの概要

(1) 開設日

月曜日から土曜日まで(日曜日・祝日は除く)

(2) 開設時間

8時30分から17時15分まで

(3) その他

1月下旬開設予定のコールセンターは、フリーダイヤルとする。

8 周知方法

区報、区ホームページの他に、区施設や大田区生活再建・就労サポートセンター (JOBOTA)、大田区社会福祉協議会等を通じて案内を配布予定